

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年6月13日

【会社名】 ポヨラ・バンク・ピーエルシー  
(Pohjola Bank plc)

【代表者の役職氏名】 ヴェサ・アホ  
(Vesa Aho)  
最高財務責任者  
(Chief Financial Officer)  
ローリ・イロニエミ  
(Lauri Iloniemi)  
シニア・ヴァイス・プレジデント兼財務部門責任者  
(Senior Vice President, Head of Funding)

【本店の所在の場所】 フィンランド共和国 ヘルシンキ市 FI-00510  
テオリスースカトゥ 1b  
(Teollisuuskatu 1b, FI-00510 Helsinki, Finland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収  
同 吉井 一浩

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1180/1186

【事務連絡者氏名】 弁護士 石井 淳  
同 井上 譲  
同 梅津 公美

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-5678/4735/4771

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした募集金額】 ポヨラ・バンク・ピーエルシー第1回円貨社債(2013)  
50億円(予定)  
ポヨラ・バンク・ピーエルシー第2回円貨社債(2013)  
50億円(予定)  
ポヨラ・バンク・ピーエルシー第2回変動利付円貨社債(2013)  
50億円(予定)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年6月3日付にて提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ポヨラ・バンク・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債（2013）の募集の取止めがあり、また、本社債の利率につき仮条件を提示することになりましたので、関係事項を下記のとおり訂正するため本訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

表紙

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 社債（短期社債を除く。）の募集

2 新規発行による手取金の使途

（1）新規発行による手取金の額

第4 その他の記載事項

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

## 【表紙】

(訂正前)

&lt; 前略 &gt;

## 【届出の対象とした募集金額】

ポヨラ・バンク・ピーエルシー第1回円貨社債(2013)

50億円(予定)

ポヨラ・バンク・ピーエルシー第2回円貨社債(2013)

50億円(予定)

ポヨラ・バンク・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債(2013)50億円(予定)

ポヨラ・バンク・ピーエルシー第2回変動利付円貨社債(2013)

50億円(予定)

&lt; 後略 &gt;

(訂正後)

&lt; 前略 &gt;

## 【届出の対象とした募集金額】

ポヨラ・バンク・ピーエルシー第1回円貨社債(2013)

50億円(予定)

ポヨラ・バンク・ピーエルシー第2回円貨社債(2013)

50億円(予定)

ポヨラ・バンク・ピーエルシー第2回変動利付円貨社債(2013)

50億円(予定)

&lt; 後略 &gt;

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

(訂正前)

本「第1 募集要項」には、4本の異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、ポヨラ・バンク・ピーエルシー第1回円貨社債(2013)(以下「第1回円貨社債」という。)、ポヨラ・バンク・ピーエルシー第2回円貨社債(2013)(以下「第2回円貨社債」という。)、ポヨラ・バンク・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債(2013)(以下「第1回変動利付円貨社債」という。)およびポヨラ・バンク・ピーエルシー第2回変動利付円貨社債(2013)(以下「第2回変動利付円貨社債」という。)ごとに異なる取扱いがなされる場合、または社債ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第1回円貨社債>、<第2回円貨社債>、<第1回変動利付円貨社債>および<第2回変動利付円貨社債>の見出しの下に記載された「本社債」、「社債の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第1回円貨社債、第2回円貨社債、第1回変動利付円貨社債および第2回変動利付円貨社債に係る用語を指し、本「第1 募集要項」の1つの箇所における特定の種類の社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は当該種類の社債に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これら4本の社債、それぞれの社債の社債権者、それぞれの社債の要項およびそれぞれの社債の財務代理人は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」、「社債の要項」および「財務代理人」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

#### 1【社債(短期社債を除く。)の募集】

<第1回円貨社債>

銘 柄	ポヨラ・バンク・ピーエルシー第1回円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	本社債の金額の100%	利率(%)	(未定) (年(未定)%~(未定)%を仮 条件とする。)(注3)
利払日	毎年6月26日および 12月26日(注4)(ただし、最 終の利払日は2016年6月24 日)	償還期限	2016年6月24日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月19日(注6)	払込期日	2013年6月26日(注7)

申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店
--------	----------------------------

- (注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。
- (注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。
- (注3) 利率は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

< 中略 >

## &lt; 第2回円貨社債 &gt;

銘 柄	ポヨラ・バンク・ピーエルシー第2回円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	本社債の金額の100%	利率(%)	(未定) (年(未定)% ~ (未定)%を仮 条件とする。)(注3)
利払日	毎年6月26日および 12月26日(注4)	償還期限	2018年6月26日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2013年6月19日(注6)	払込期日	2013年6月26日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

< 中略 >

## &lt; 第1回変動利付円貨社債 &gt;

銘 柄	ポヨラ・バンク・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	本社債の金額の100%	利率(%)	(未定) (ロイターLIBOR01頁(下記 「利息支払の方法」に定義 する。)に表示されているロ ンドン銀行間市場における 日本円の3か月預金のオ ファード・レートに年(未 定)%~(未定)%を加算した 率を仮条件とする。)(注3)
利払日	毎年3月26日、6月26日、9月 26日および 12月26日ならびに2016年6 月24日(注4)	償還期限	2016年6月24日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月19日(注6)	払込期日	2013年6月26日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

## &lt; 第2回変動利付円貨社債 &gt;

銘 柄	ポヨラ・バンク・ピーエルシー第2回変動利付円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	本社債の金額の100%	利率(%)	(未定) (ロイターLIBOR01頁(下記 「利息支払の方法」に定義 する。)に表示されているロ ンドン銀行間市場における 日本円の3か月預金のオ ファード・レートに年(未 定)%~(未定)%を加算した 率を仮条件とする。)(注3)
利払日	毎年3月26日、6月26日、9月 26日および 12月26日(注4)	償還期限	2018年6月26日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月19日(注6)	払込期日	2013年6月26日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

< 中略 >

## 引受人

&lt; 中略 &gt;

## &lt; 第1回変動利付円貨社債 &gt;

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額はない。	本社債の発行総 額は、発行会社 と共同主幹事会 社との間で2013 年6月19日(予 定)に調印され る元引受契約に 従い、共同主幹 事会社により連 帯して買取引受 けされ、一般に 募集される。左 記以外の元引受 けの条件は未定 であるが、本社 債の条件決定日 に、発行条件の 決定とともに決 定される予定で ある。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合 計		5,000(予定)	

&lt; 中略 &gt;

## 財務代理人とその職務

&lt; 中略 &gt;

## &lt; 第1回変動利付円貨社債 &gt;

&lt; 中略 &gt;

## 利息支払の方法

&lt; 中略 &gt;

## &lt; 第1回変動利付円貨社債 &gt;

(1)(a) 本社債の利息は2013年6月26日(その日を含む。)から2016年6月24日(その日を含まない。)までこれを付し、2013年9月26日を初回として、毎年3月26日、6月26日、9月26日および12月26日の年4回ならびに2016年6月24日、各々その日(その日を含まない。)までの利息期間(以下に定義する。)についての利息を日本円で後払いする。ただし、かかる日のいずれかが東京営業日(以下に定義する。)でない場合には、利息の当該支払期日を翌東京営業日に繰下げるものとし(これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、

この場合支払期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。)、利息は、本ただし書により修正された支払期日(その日を含まない。)までの利息期間について支払われるものとする。いずれかの利息期間またはその一部について支払われるべき利息については、当該利息期間または当該部分の実日数について、1年360日の日割計算により支払われる。上記の各利払いの日を、以下「利払日」という。

社債の要項において、

(i) 「東京営業日」とは、銀行が東京において営業(外国為替および外貨預金取引を含む。)を行っている日をいう。

(ii) 「利息期間」とは、2013年6月26日(その日を含む。)から第1回目の利払日(その日を含まない。)までの期間およびその後の各利払日(その日を含む。)からその次の利払日(その日を含まない。)までの期間をいう。

(b) 本社債には、下記の規定によりその時々決定される利率(年率)(以下「適用利率」という。)により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。

(i) 利率基準日(以下に定義する。)の翌東京営業日(以下「利率決定日」という。)の午前10時(東京時間)までに、発行会社は、当該利息期間に関して、その利息期間の初日から2ロンドン営業日(以下に定義する。)前の日(最初の利息期間については、2013年6月24日)(それぞれの日を、以下「利率基準日」という。)の午前11時(ロンドン時間)現在のロイターLIBOR01頁(以下に定義する。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフワード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オフワード・レートに年率(未定)%を加算した率とする。

社債の要項において、

(x) 「ロンドン営業日」とは、銀行がロンドンにおいて営業(外国為替および外貨預金取引を含む。)を行っている日をいう。

(y) 「ロイターLIBOR01頁」とは、日本円預金の英国銀行協会利息決済レートを表示するロイター(もしくはその承継サービス)のLIBOR01頁として指定された頁もしくは当該サービスのLIBOR01頁に代わる他の頁または日本円預金の英国銀行協会利息決済レートに相当する率を表示するための情報源として発行会社により合理的に指定された他のサービスの提供する他の頁をいう。発行会社は、財務代理人に対し、かかる代替を速やかに書面で通知する。

(ii) いずれかの利率基準日の午前11時(ロンドン時間)に、上記オフワード・レートがロイターLIBOR01頁に表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には、発行会社は、利率決定日に、各利率照会銀行(以下に定義する。)の東京の主たる店舗(もしあれば)に対し、それらのロンドンの主たる店舗が当該利率基準日の午前11時(ロンドン時間)頃にロンドン銀行間市場において主要銀行に対し提示した当該利率基準日の2ロンドン営業日後に始まる日本円の3か月預金のオフワード・レート(年率で表示する。)を発行会社に提示するよう要請する。この場合、

(x) 当該利率決定日に6行以上の利率照会銀行が当該オフワード・レートを発行会社に提示した場合には、当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した当該オフワード・レート(そのうち2つの最低値と2つの最高値を除く。)の算術平均値(必要な場合は、小数第6位以下を四捨五入して小数第5位まで求める。)に年率(未定)%を加算した率とする。

(y) 当該利率決定日に2行以上5行以下の利率照会銀行が当該オフワード・レートを発行会社に提示した場合には、当該利息期間の適用利率は、これを提示した利率照会銀行の当該オフワード・レートの算術平均値(必要な場合は、小数第6位以下を四捨五入して小数第5位まで求める。)に年率(未定)%を加算した率とする。

(z) 当該利率決定日に、発行会社に対し、利率照会銀行のうち1行のみが当該オフワード・レートを提示した場合、またはいずれの利率照会銀行もオフワード・レートを提示しなかった場合には、

発行会社は、当該利率基準日に先立つ直近のロンドン営業日(当該日にロイターLIBOR01頁にロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートが表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には当該表示がなされた直近のロンドン営業日)の午前11時(ロンドン時間)現在のロイターLIBOR01頁に表示されたロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オファード・レートに年率(未定)%を加算した率とする。ただし、当該ロンドン営業日とその直前の利率基準日(もしあれば)以前である場合には、適用利率は直前の利息期間に有効であった適用利率とする。

社債の要項において、「利率照会銀行」とは、当該利率決定日に関する利率基準日に先立つ直近のロンドン営業日(当該日にロイターLIBOR01頁にロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートが表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には当該表示がなされた直近のロンドン営業日)の午前11時(ロンドン時間)現在のロイターLIBOR01頁に表示されたロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートを算出するために用いられた自行のオファード・レートを提示した銀行をいう。

(c) 発行会社は、各利率決定日の午前10時(東京時間)頃に、本社債に関して振替機関業務規程等の目的上当該利息期間に係る一通貨あたりの利子額(以下「一通貨あたりの利子額」という。)を算出する。各利息期間の一通貨あたりの利子額は、振替機関業務規程等に従い、適用利率に当該利息期間の実日数を分子とし、360を分母とする分数を乗じて算出される。いずれかの利息期間の一部に係る一通貨あたりの利子額の計算は、1年360日の日割計算により、当該部分の実日数について行われるものとする。各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

(d) 各利息期間の適用利率が決定された後実務上可能な限り速やかに、かつ各利息期間開始後5東京営業日以内に、発行会社は、財務代理人に対し、当該適用利率ならびにこれに関する一通貨あたりの利子額および利払日を書面で通知する。ただし、いかなる利息期間についてもこれらの事項の公告を行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、これらの事項をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。

(e) 上記(d)に従って適用利率ならびにこれに関する一通貨あたりの利子額および利払日の通知を行った後にこれに関する利息期間が延長されまたは短縮された場合には、発行会社はどのような調整が適切かを速やかに決定する。かかる調整が決定された後実務上可能な限り速やかに、発行会社は、財務代理人に対し、かかる調整に従って改定された一通貨あたりの利子額および利払日を書面により通知する。ただし、かかる改定に関する公告は、これを行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、これらの事項をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。

(f) 本「利息支払の方法 - (1)」の規定に従って決定された適用利率、一通貨あたりの利子額または利払日は、明らかな誤りのある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者を含む全当事者に対し拘束力を有する。

(g) 株式会社三井住友銀行は、日本国東京都の本店において、本社債に係る発行会社の利率確認事務取扱者(以下「利率確認事務取扱者」という。)として職務を行う。財務代理契約に基づき、発行会社は、利率確認事務取扱者に対し、オファード・レートまたは利率(適用利率および一通貨あたりの利子額を含むがこれに限定されない。)の確認、算出および決定に関する本「利息支払の方法 - (1)」に基づく発行会社の一切の義務(公告を行う義務を除く。)の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行会社のためにのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また本社債権者との間で代理または信託の関係を有しない。本「利息支払の方法 - (1)」に基づき発行会社が財務代理人に対して行うべき通知

は、財務代理人が利率確認事務取扱者と同一の銀行である限りは、これを行うことを要しない。発行会社は、随時、利率確認事務取扱者を変更することができる。ただし、利率確認事務取扱者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に任命されるまで、在職するものとする。この場合、発行会社は事前にその旨を公告する。

- (2) 本社債の利息は、償還期日(その日を含む。)後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社は未償還の本社債の元金額について償還期日(その日を含む。)からかかる本社債の償還が実際に行われた日(その日含まない。)までの期間中の実日数につき、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして「利息支払の方法 - (1)」を準用して決定される利率による経過利息(1年360日の日割計算による。)を日本円で支払う。ただし、その期間は、(振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する)財務代理人(以下「支払代理人」という。)が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者(以下「機構加入者」という。)に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - (3) 支払い」第二段落に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。発行会社は、財務代理人に対し、上記により決定された各利率を「利息支払の方法 - (1) - (d)」の規定に従って書面で通知する。かかる通知を受けた財務代理人は、関連する支払期日後5東京営業日以内に、かかる利率をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。かかる利率に関する公告は、これを行うことを要しない。

< 中略 >

償還の方法

< 中略 >

< 第1回変動利付円貨社債 >

### (1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」または「償還の方法 - (3)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2016年6月24日に本社債の金額の100%で償還される。ただし、かかる日が東京営業日でない場合には、上記にかかわらず、本社債の償還期日を翌東京営業日に繰下げるものとする(ただし、これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合償還期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。)

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

### (2) 税務上の理由による償還

本社債の発行日以後に有効となる、フィンランド共和国(以下「フィンランド」という。)もしくはその下部行政主体もしくは課税権限を有するそれらの域内もしくはそれらの関係当局もしくは機関の法令の変更もしくは改正、または当該法令の解釈もしくは運用の変更を理由として、発行会社が次の利払日に追加額(下記「摘要 - (4) 税制上の理由による追加の支払い - (a)」に定義する。)を支払うことなく利息の支払いができない場合であって、かつ発行会社が利用可能な合理的手段によって当該追加額の支払義務を回避できない場合、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部(一部は不可)を本社債の金額の100%で償還期日(その日含まない。)までの経過利息を付して償還することができる。ただし、償還期日は、フィンランドにおける税金の源泉徴収を行うことなく発行会社が利息の支払いができる実務上可能な限り最も遅い日より前にはしないものとする。

発行会社が下記「摘要 - (4) 税制上の理由による追加の支払い - (a)」に基づきかかる追加額の支払義務を負うこととなり、発行会社が利用可能な合理的手段(かかる手段が存在する場合、発行会社はこれを利用しなければならない。)によって当該追加額の支払義務を回避できないにもかかわらず、フィンランドの法令によって発行会社が当該追加額の全部の支払いを禁じられることとなる場合、発行会社は、本社債について支払義務を負う金額の全部の支払いができる実務上可能な限り最も遅い利払日に、または、かかる日が経過している場合(発行会社が最善の努力を尽くしたにもかかわらず、上記の利払日の少なくとも30日前までに、本段落の二段落後に定めるように証明書および意見書を財務代理人に交付することができない場合を含む。)は実務上可能な限り速やかに(ただし、かかるフィンランド法に従って)、その時点で未償還の本社債の全部(一部は不可)を本社債の金額の100%で償還期日(その日を含まない。)までの経過利息を付して償還する。

本「償還の方法 - (2)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式に授權された役員1名が署名し、(i)発行会社が下記「摘要 - (4) 税制上の理由による追加の支払い - (a)」に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなる旨、(ii)発行会社が本「償還の方法 - (2)」に基づき本社債の償還を選択するかまたはその償還義務を負っている旨、(iii)かかる償還期日、(iv)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法 - (2)」に基づき発行会社が償還を行う権利または義務の前提条件が成就した旨および(v)(発行会社が償還を行う権利を行使する場合)発行会社が利用可能な合理的手段によって当該追加額の支払義務を回避できない旨を記載した証明書を、上記(i)および(iv)(ならびに適用ある場合には(v))に記載の事項を確認する定評ある独立の法律顧問の意見書とともに交付する。

かかる証明書および意見書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は東京営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法 - (2)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、(i)財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、(ii)財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (2)」のかかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (2)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

### (3) 買入消却

発行会社は、適用法令に従って、公開市場その他においていかなる価格でも本社債を随時買入れることができる。買入れた当該本社債は、適用法令および振替機関業務規程等において別段の定めがある場合を除き、保有、転売または消却することができる。

< 中略 >

### 摘 要

< 中略 >

### (2) 債務不履行事由

< 中略 >

### < 第1回変動利付円貨社債 >

< 中略 >

### (3) 支払い

< 中略 >

< 第1回変動利付円貨社債 >

< 中略 >

(4) 税制上の理由による追加の支払い

< 中略 >

< 第1回変動利付円貨社債 >

< 中略 >

**2 【新規発行による手取金の使途】****( 1 ) 【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
200億円(予定)(注1)	(未定)(注2)	(未定)(注2)

(注1) ポヨラ・バンク・ピーエルシー第1回円貨社債(2013)、ポヨラ・バンク・ピーエルシー第2回円貨社債(2013)、ポヨラ・バンク・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債(2013)およびポヨラ・バンク・ピーエルシー第2回変動利付円貨社債(2013)の合計金額である。当該金額は、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

(注2) 未定事項は、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

< 後略 >

(訂正後)

(注) 以下、ポヨラ・バンク・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債(2013)に関する情報をすべて削除しております。

本「第1 募集要項」には、3本の異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、ポヨラ・バンク・ピーエルシー第1回円貨社債(2013)(以下「第1回円貨社債」という。)、ポヨラ・バンク・ピーエルシー第2回円貨社債(2013)(以下「第2回円貨社債」という。)およびポヨラ・バンク・ピーエルシー第2回変動利付円貨社債(2013)(以下「第2回変動利付円貨社債」という。)ごとに異なる取扱いがなされる場合、または社債ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第1回円貨社債>、<第2回円貨社債>および<第2回変動利付円貨社債>の見出しの下に記載された「本社債」、「社債の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第1回円貨社債、第2回円貨社債および第2回変動利付円貨社債に係る用語を指し、本「第1 募集要項」の1つの箇所における特定の種類の社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は当該種類の社債に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これら3本の社債、それぞれの社債の社債権者、それぞれの社債の要項およびそれぞれの社債の財務代理人は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」、「社債の要項」および「財務代理人」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

## 1【社債(短期社債を除く。)の募集】

<第1回円貨社債>

銘 柄	ポヨラ・バンク・ピーエルシー第1回円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	本社債の金額の100%	利率(%)	(未定) (年0.20%~0.80%を仮条件 とする。)(注3)
利払日	毎年6月26日および 12月26日(注4)(ただし、最 終の利払日は2016年6月24 日)	償還期限	2016年6月24日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月19日(注6)	払込期日	2013年6月26日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

- (注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。
- (注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。
- (注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

< 中略 >

## &lt; 第2回円貨社債 &gt;

銘 柄	ポヨラ・バンク・ピーエルシー第2回円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	本社債の金額の100%	利率(%)	(未定) (年0.40%~1.00%を仮条件 とする。)(注3)
利払日	毎年6月26日および 12月26日(注4)	償還期限	2018年6月26日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2013年6月19日(注6)	払込期日	2013年6月26日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

< 中略 >

(注) ポヨラ・バンク・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債(2013)に関する情報を削除しております。

## &lt; 第2回変動利付円貨社債 &gt;

銘 柄	ポヨラ・バンク・ピーエルシー第2回変動利付円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	本社債の金額の100%	利率(%)	(未定) (ロイターLIBOR01頁(下記 「利息支払の方法」に定義 する。)に表示されているロ ンドン銀行間市場における 日本円の3か月預金のオ ファード・レートに年0.20 %~0.30%を加算した率を 仮条件とする。)(注3)
利払日	毎年3月26日、6月26日、9月 26日および 12月26日(注4)	償還期限	2018年6月26日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月19日(注6)	払込期日	2013年6月26日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

< 中略 >

## 引受人

&lt; 中略 &gt;

(注) ポヨラ・バンク・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債(2013)に関する情報を削除しております。

&lt; 中略 &gt;

## 財務代理人とその職務

&lt; 中略 &gt;

(注) ポヨラ・バンク・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債(2013)に関する情報を削除しております。

&lt; 中略 &gt;

## 利息支払の方法

&lt; 中略 &gt;

(注) ポヨラ・バンク・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債(2013)に関する情報を削除しております。

&lt; 中略 &gt;

## 償還の方法

&lt; 中略 &gt;

(注) ポヨラ・バンク・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債(2013)に関する情報を削除しております。

&lt; 中略 &gt;

## 摘 要

&lt; 中略 &gt;

**(2) 債務不履行事由**

&lt; 中略 &gt;

(注) ポヨラ・バンク・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債(2013)に関する情報を削除しております。

&lt; 中略 &gt;

**(3) 支払い**

&lt; 中略 &gt;

(注) ポヨラ・バンク・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債(2013)に関する情報を削除しております。

&lt; 中略 &gt;

**(4) 税制上の理由による追加の支払い**

&lt; 中略 &gt;

(注) ポヨラ・バンク・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債(2013)に関する情報を削除しております。

< 中略 >

**2 【新規発行による手取金の使途】****( 1 ) 【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
150億円(予定)(注1)	(未定)(注2)	(未定)(注2)

(注1) ポヨラ・バンク・ピーエルシー第1回円貨社債(2013)、ポヨラ・バンク・ピーエルシー第2回円貨社債(2013)およびポヨラ・バンク・ピーエルシー第2回変動利付円貨社債(2013)の合計金額である。当該金額は、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

(注2) 未定事項は、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

< 後略 >

#### 第4【その他の記載事項】

(訂正前)

社債発行届出目論見書の表紙に発行会社のロゴおよび名称、本社債の名称ならびに共同主幹事会社の名称を記載する。

社債発行届出目論見書の表紙裏面に以下の記述を記載する。

< 後略 >

(訂正後)

社債発行届出目論見書の表紙に発行会社のロゴおよび名称、本社債の名称、共同主幹事会社の名称ならびに下記の文言を記載する。

「(注)ポヨラ・バンク・ピーエルシー第1回変動利付円貨社債(2013)の募集は中止しております。」

社債発行届出目論見書の表紙裏面に以下の記述を記載する。

< 後略 >